

大口町立大口中学校新制服導入に伴う取扱事業者選定

プロポーザル実施要項

1 目 的

本要項は、大口町立大口中学校において使用する制服の取扱事業者を選定するにあたり、生徒が安全かつ快適に着用できることを基本としながら、保護者の経済的負担をできる限り軽減することを目的とする。また、生徒及び保護者が実物を確認し、その意見を選定に反映するとともに、複数の事業者による提案を比較することで、公平性、透明性を確保する。

2 新制服導入年度

令和 10 年 4 月新入生より新制服を導入

3 プロポーザル実施スケジュール

別紙 1 のとおり

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 本要項に掲載されている内容に同意し、本町の新制服導入の目的達成に向けて、最善の努力を尽くす事業者であること。
- (2) 直近 5 年間（令和 4 年度から令和 8 年度）に、中学校又は高等学校等に制服の納入実績がある事業者であること。
- (3) 新制服を、6 の(3)で示す大口町内制服販売店に納入可能であること。
- (4) 国税、地方税及び消費税等を過去 5 年間滞納していないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (6) 暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (7) 製品を必要な時期に安定して供給できる体制を有すること。

5 制服の仕様について

- (1) 上着のみを提案すること。色は濃紺とすること。
- (2) 年間を通して快適に着用でき、安全かつ安心して学校生活を送れる制服であること。
- (3) 販売想定価格の上限は税込 20,000 円とし、保護者の負担を抑えられるように可能な限り努めること。
- (4) 年間 30 日程度の使用に耐えられる制服であること。

- (5) 中学生の体格及び成長に対応できる、十分なサイズ展開を有すること。
- (6) 家庭用洗濯機で洗えること。
- (7) 前ボタンは2つとし、LGBTQ 等への配慮として、前合わせはチェンジボタン式で左右を変更可能な仕様とすること。
- (8) 左胸と左右脇にポケットがあること。ポケットの角度は水平とすること。
- (9) 裏地は無地で黒又は濃紺とすること。
- (10) センターベントとすること。

6 新制服の供給と販売について

- (1) 新制服の製造は1社に依頼する。
- (2) 事業者は、決定後速やかに販売までのスケジュールを提示すること。
- (3) 新制服の販売は、現在大口町内の中学校制服を取り扱っている下記販売店に依頼することとする。
 - ① オゼキ制服 大口店 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目24番地1
 - ② 学生服のイトウ 大口店 愛知県丹羽郡大口町余野三丁目29番地
- (4) 事業者は新制服導入後、原則3年間は同価格で供給すること。なお、価格に関わることは、近隣の3市1町の制服の価格等を勘案し、大口町教育委員会と協議して進めること。
- (5) 事業者は、最低価格の製品以外に同色・同デザインで生地が異なる製品を製造、供給してもよい。また、推奨品としてボトムス製品を製造、供給してもよい。

7 プロポーザル参加に係る提出物について

(1) 参加申込書

参加申込については、以下の書類を町ホームページからダウンロードし、11月6日（金）までに大口町学校教育課へ電子メールにて提出すること。

【e-mail アドレス kyouiku@town.oguchi.lg.jp】

○ 大口町立大口中学校新制服縫製事業者選定プロポーザル参加申込書（第1号様式）

(2) 企画書

参加希望事業者には、以下の内容を含めた企画書の提出を求める。企画書はA4サイズで30ページ以内（両面印刷可）とし、1冊までとする。提出は10部とする。郵送または持ち込みにより、11月16日（月）午後4時までに大口町学校教育課へ提出すること。

【〒480-0126 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目47番地 大口町総合福祉会館 2階】

① 商品について

○ 素材及び仕様 ○ サイズ展開 ○ 機能 ○ 洗濯の方法

② 会社の概要について

○ 販売実績 ○ 生産体制、縫製技術 ○ 納品までのスケジュール
○ 安定供給に関して ○ リユース・再利用等に関する取組

③ 価格について

○ 販売想定価格

④ 留意事項

1部ずつ綴じ込みを行うこと。

提出期限後の修正、変更は認めない。

プロポーザル後、企画書は返却しない。

(3) 制服サンプル

参加希望事業者には、以下の制服サンプルの提出を求める。持ち込みにより、11月16日(月)午後4時までには大口町学校教育課へ提出すること。

① マネキン2体(顔・手足なし・自立するもの)

マネキン2体に装着する制服サンプルは、最低価格の製品とする。

インナーは審査対象としないが、白のポロシャツをマネキンに装着する。

制服サンプルに付けるボタンは指定しないが、販売想定価格内で収まるものとする。

② 留意事項

スラックス・スカート・ネクタイ・リボンの提案はなし。

実物評価に使用する製品の説明を、A1以下の大きさのボード等で作成すること。ボードは自立するものとする。ボード内に販売想定価格を示すこと。会社名は入れないようにすること。

制服サンプルは選定終了まで大口町教育委員会にて管理し、選定結果通知後に各事業者へ返却する。

8 選定について

児童・生徒及び保護者が制服サンプルの実物を評価し、その結果を基に選定する。各社最低価格の製品で評価する。

(1) 評価者

町内小学校・中学校の児童・生徒及びその保護者

(2) 評価方法

制服サンプルを展示し、評価者がグーグルフォームによって評価する。評価は各家庭1回とする。評価者は、着用したい順に2つの制服を選択する。1番目に選ばれた制服には5ポイント、2番目に選ばれた制服には3ポイントを与え、ポイントの合計で事業者を選定する。

評価期間は11月21日(金)から12月18日(金)までとする。

(3) 展示について

① 大口町健康文化センターへの展示

令和8年11月21日(金)～令和8年12月6日(日)

② 各小・中学校への展示

各学校で12月前半に行われる2学期保護者会の際に展示する。

(4) 選考結果について

令和8年12月24日(木)までに、書面(郵送)にて各事業者に通知する。

9 プロポーザルに関する質疑について

- (1) 質疑がある場合は、プロポーザルに関する質問書（第2号様式）により10月23日（金）までに、大口町学校教育課へ電子メールにて提出すること。

【e-mail アドレス kyouiku@town.oguchi.lg.jp】

- (2) 回答は、11月2日（月）までにメールで回答する。また、全ての質問及び回答内容については、プロポーザルに参加する全ての事業者に提供する。
- (3) 口頭及び電話等での問い合わせには、一切応じないものとする。

10 その他

- (1) プロポーザルに参加する各事業者は、選定結果通知が届くまでの間、本件に関する問い合わせを禁止する。
- (2) 企画書作成及び制服サンプル等にかかる費用は、各事業者で負担すること。
- (3) 選定結果についての異議、申し立ては受け付けないこととする。
- (4) 提出書類に虚偽のあることが判明した場合、選定の結果を取り消すことがある。

【事務局（お問い合わせ先）】

大口町教育委員会学校教育課 担当：大野 佑樹

所在地：愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目47番地

電 話：0587-95-4446

メール：kyouiku@town.oguchi.lg.jp（代表）